

## 小田原市特殊詐欺対策電話機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、小田原市特殊詐欺対策電話機器購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** 高齢者等の特殊詐欺被害の未然防止を図るため、迷惑電話防止機能を有する機器（以下「電話機器」という。）の購入費に対し、補助金を交付する。

(補助対象経費)

**第3条** 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当する電話機器の購入費用とし、1世帯当たり1台を上限とする。

(1) 電話機の呼び出し音が鳴る前に、当該電話機の電話番号に架電した者に対し、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する機能を有する固定電話機

(2) 固定電話に取り付ける機器で、前号に掲げる機能を有するもの

2 次の各号の経費については、交付の対象としない。

(1) 電話機器の修理又は点検等に係る経費

(2) 電話機器の消耗品の交換等に係る経費

(3) 電力の受給その他電話機器の機能を維持するための経費

(4) 電話機器の設置に係る経費

(5) 電話機器の配送に係る経費

(補助対象者)

**第4条** 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(1) 本市の住民基本台帳に登録されている70歳以上の者であって、当該居住地において電話機器を設置し利用するもの

(2) 本人又は同一世帯に属する者が、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(3) 電話機器を専ら生活の用途として購入する者

(4) 電話機器により録音された音声その他の情報を、特殊詐欺事件の捜査又は特殊詐

欺被害防止のために警察に提供することに同意する者

(補助金額)

**第5条** 補助金の額は、第3条に規定する補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)又は6,000円のいずれか低い額とし、予算の範囲内において補助金の交付を行うものとする。

(交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小田原市特殊詐欺対策電話機器購入費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の本人確認ができる書類の写し
- (2) 電話機器の購入に係る領収書
- (3) 第3条第1項に規定する機能が確認できる取扱説明書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付決定)

**第7条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、小田原市特殊詐欺対策電話機器購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことを決定したときは、小田原市特殊詐欺対策電話機器購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(暴力団の排除)

**第8条** 市長は、小田原市暴力団排除条例(平成23年条例第29号)第8条に規定する必要な措置として、申請者が、同条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する場合は、補助金の交付の対象者とししない。

2 市長は、補助を受けようとする者の同意を得た上で、神奈川県警察本部長に対し、その者の個人情報を提供し、暴力団員等に該当するか否かを確認するものとする。

3 市長は、交付の決定を受けた者が暴力団員に該当することとなったときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付決定の取消し等)

**第9条** 市長は、申請者が虚偽その他不正の手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、小田原市特殊詐欺対策電話機器購入費補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（財産の処分の制限）

**第10条** 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した財産について、市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、若しくは廃棄してはならない。ただし、当該財産を取得した日から6年を経過した場合は、この限りでない。

（利用状況等の調査）

**第11条** 市長は、必要と認めるときは、申請者に対して、電話機器の利用状況等について調査することができる。

（その他）

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### **附 則**

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

小田原市特殊詐欺対策電話機器購入費補助金交付申請書

年 月 日

小田原市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号 (設置機器)

※設置状況の確認のため、市から電話をかけます。

標記補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 購入機器

製造社名

型式

2 交付申請額

申請額 円

申請額の算出方法

3 添付書類

- 申請者(補助対象者)の本人確認ができる書類の写し
- 領収書の原本
- 購入機器の取扱説明書の写し

4 同意事項

- 審査に当たり、市が住民基本台帳を閲覧すること及び小田原市暴力団排除条例に基づき暴力団員等の該当がないことを神奈川県警察本部に確認すること。
- 電話機器により録音された音声その他の情報を、特殊詐欺事件の捜査又は特殊詐欺被害防止のために警察に提供すること。

【市処理欄】

設置状況の確認日

様式第2号（第7条関係）

小田原市特殊詐欺対策電話機器購入費補助金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長



年 月 日付けで申請があった小田原市特殊詐欺対策電話機器購入費補助金の交付について、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 不正な手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定が取り消され、既に交付された補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。
- (2) この補助金は、特殊詐欺対策電話機器購入費を補助するために交付するものであり、交付の目的に反して使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、若しくは廃棄してはならない。ただし、当該財産を取得した日から、6年を経過した場合は、この限りではないこと。
- (3) 市長が、利用状況について、調査をした場合は、それに応じ、資料の提出を求めたときは、関係書類を提出すること。

様式第3号 (第7条関係)

小田原市特殊詐欺対策電話機器購入費補助金不交付決定通知書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長



年 月 日付けで申請のあった小田原市特殊詐欺対策電話機器購入費補助金について、次の理由により交付しないことを決定したので、通知します。

(不交付の理由)

様式第4号 (第9条関係)

小田原市特殊詐欺対策電話機器購入費補助金交付決定 (一部) 取消通知書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した小田原市特殊詐欺対策電話機器購入費補助金  
について、次の理由により交付決定を (一部) 取り消しますので、通知します。

(取消しの理由等)